

令和 6 年度
第 9 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 6 年12月 5 日開会

高松市農業委員会

令和6年度第9回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年12月5日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 20人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 16番 河田 薫
- 21番 川原 勝

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農 地 係 長 森 明雄
- 農政管理係長 山崎 博司
- 副 主 幹 稲積 直子
- 副 主 幹 金田 篤宗
- 職 員 河合 良治

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第9回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番 真鍋委員、3番 佐竹委員、16番 河田委員、21番 川原委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番 富本委員及び5番 太田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番、2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次ページを御覧ください。

5番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権6番に関連しています。

6番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請賃借権4番に関連しています。

7番は、耕作目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3ページを御覧ください

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

1番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件は

ありません。

次の4ページの3番から、5ページ4番、6ページ5番までは、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権8番及び、同使用貸借権4番、5番に関連しています。

7番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

8番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権10番に関連しています。

9番は、耕作目的のため、農地法第3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

10番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

1番は、令和6年8月22日付けで、転用目的、進入路・露天駐車場用地として転用許可を受けていましたが、農機具及び農業資材の保管の必要から、申請地内に、車庫兼倉庫平屋建て1棟45.56㎡を建築するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、転用面積、工事期間については、当初計画と変更がございません。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題いたします。

現地調査の概要を富本委員から報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、太田委員と私の2名で、昨日、現地調査を実施しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、私から説明申し上げます。

別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

申請地は、ことでん琴平線岡本駅南西750メートルに在り、発電出力300キロワット、パネル1枚の面積1.66平方メートルを1,036枚、26基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者は、対象地を最近相続取得したものの、住所地から遠く、通作に不便で、管理が行き届かず、また、周辺で借入耕作する者を探したものの見つからず、対応に苦慮していたもので、周辺農地、住宅への被害を軽減し、売電収入を得ようと、所有農地全てを転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、経済産業省の再生可能エネルギー発電の事業計画の認定を得ており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案、1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書4号を御覧ください。

1番は、所有する賃貸共同住宅の入居者の車両利用が増え、駐車場を増設するため、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が630.45平方メートルあります。

2番は、相続した農地の管理及び近隣で居住する高齢の母親の介護のため、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、進入路として併用する雑種地の所有者の通行同意及び排水管接続同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、現在居住している市外の住宅については、売却予定です。

併用雑種地が24.69平方メートルあります。

3番は、申請地西側に老人ホームがまもなく建築されることから、従業員の利用を見込むとともに、周辺で居住する者のうち、既に利用申込みを受けている者に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、隣接地の造成工事に伴い進入路がなくなるため、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地は申請者の農地のみで、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が347.45平方メートルあります。

5番は、県外に居住している妹が、姉との共有農地に2人で同居するため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年頃に先代が建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、車両置場が手狭で車庫を建築するとともに、車が入れるよう宅地を整備するため、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地の利便性を向上するため、隣接地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、車庫は昭和61年頃に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接農地は申請者の農地のみで、資金計画も妥当であり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が672.71平方メートルあり、合計敷地面積が農家住宅の制限面積1,000平方メートルを超えますが、隣接残地は第三者の転用が計画されていることから、超過面積が審査基準で定める200平方メートル未満の狭小残地となることから、適当であると考えます。

次のページを御覧ください。

7番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の所有地の売却のため測量を行ったところ、住宅の一部が農地に越境していることが判明し、是正するため、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、住宅は、昭和40年頃に申請者の祖父が建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、現在は、勤務の都合上、市内アパートに住所を置いております。

併用宅地が314.04平方メートルあります。

8番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請者の父が申請地に昭和52年頃に、車庫を建築済みで、この度、追認許可を得るものです。

隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が395.02平方メートルあり、合計敷地面積が非農家の自己住宅の制限面積500平方メートルを超えますが、周辺に農地は無く、超過面積が審査基準で定める200平方メートル未満の狭小残地となることから、適当であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高松市道の拡幅工事のため既存納屋を撤去することとなり、代替の納屋を建築する必要があるため、転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、納屋は先代が、昭和 44 年頃に建築済みで、この度改善しようと、申請地の追認許可を得るものです。

隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 677.52 平方メートルあります。

10 番は、特別議案です。

11 番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、所有する隣接農地の農業用資材を保管する納屋建築のため、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 10 年頃に建築済みで、他の転用案件について所有地の調査をしていたところ許可を得ていないことが分かり、解消しようと追認許可を得るものです。

隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 810.89 平方メートルあります。

以上、議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案、10 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 4 号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について議題いたします。

現地調査の概要を冨本委員から報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案は所有権 8 件、賃借権 1 件及び使用貸借 1 件で、合計 10 件です。

所有権 4 番までを私が説明し、5 番以降を太田委員から説明申しあげます。

所有権 1 番、5 番、賃借権 1 番及び 1 種農地の事業案件である使用貸借 1 番については、香川県農業会議の現地確認調査を実施しています。

それでは、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、まず、私から説明申しあげます。

別紙の 5 条特別議案書を御覧ください。

1 番は、香川県立桜井高等学校北東 500 メートルに在り、本市木太町に支店を置く転用者が、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地北

側は、都市計画区画整理事業の行われた用途地域が広がり、近くの太田上町志度線、街区内道路沿線には大型商業施設や、住宅団地が建築され、宅地化の進んだ場所で、子育て及び生活に便利で、周辺地域での住宅購入希望者の要望に対応するため申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する雑種地が 38 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2 番は、ことでん琴平線仏生山駅南 300 メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第 3 種農地に区分されます。

申請地周辺は、宅地化が著しく、鉄道の駅も近く、商業施設が充実していることから、潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められますが、転用地の所有者の妹が所有する隣接農地 1 筆について、関係者としての同意が、両者の資産の所有権について意思の相違があったことから得られておらず、転用によって周辺に被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者において解決する旨の確約書が提出されていることから、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3 番は、ことでん長尾線木太東口駅東 850 メートルに在り、1 番と同じ転用者が、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地の半径 1 キロ圏内には教育施設があり、子育て世帯の望む立地で、鉄道の駅や主要地方道高松長尾大内線に近く、通勤、通学に便利で、県道沿線には、大型商業施設、医療施設が建築されるなど、生活にも便利で、購入需要の高い地区内に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

4 番は、高松市立牟礼北小学校南東 350 メートルに在り、宅地分譲用地として 1 番、3 番と同様の申請者が転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第 3 種農地に区分されます。

申請地周辺は、合併前から市街化区域に位置付けられており、宅地化が著しく、ことでん及び J R の鉄道の駅も近く、商業施設が充実していることから、生活に便利で、潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第 18 条第 6 項通知 5 番に関連しており、併用公衆用道路が、5.18 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5 番からは、太田委員が説明します。

太田委員 現地調査委員の太田です。

5 番は、高松市立林小学校東 900 メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道中徳三谷高松線及び、国道 11 号線に近く、沿線には医療、商業施設が充実しており、生活に便利で、近年、周辺では、同業者の住宅団地も建築されるなど、住宅購入需要の高い地域となっており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る返還通知 6 番関連に関連しており、併用公衆用道路等が、113.61 m²あります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

6 番は、高松市立大野小学校北 350 メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第 3 種農地に区分されます。

申請地の西側には県道川東高松線、東側には国道 193 号線があり、合併前から沿線では商業施設、医療施設が充実し、周辺は宅地化が著しく、転用者の営業活動から、現在も宅地購入要望があり、対応しようと、選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用用悪水路が 29.92 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7 番は、高松自動車道高松檀紙インターチェンジ 西 1.5 キロメートルに在り、船舶の装備品としての鋼製家具、階段、扉、各種支柱等、いわゆる艀装品の製造、販売する転用申請者が、工場を増設するため転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、合計約 9,000 平方メートルの既存本社事務所、工場、駐車場の東側に隣接する用地であり、増加する受注に対応できる工場面積を確保でき、事業効率の良い申請地を取得し、転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、JR予讃線鬼無駅北1キロメートルに在り、自動車を輸送するキャリアカーや、大型トラックを活用し、運送業を営む申請者が、本市内で増加する需要に対応するため、既存の高松支店横で露天駐車場用地を確保するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地の東側には、県道高松善通寺線に接する高松支店事務所があり、既存の駐車場は、10台ほどの駐車用地しかなく、新たに、100台の車両が駐車可能な施設を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が1,025.51平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

賃借権の1番です。

1番は、JR高德線屋島駅北西300メートルに在り、不動産の貸借・仲介・コンサルタント業を全国展開する転用者が、アミューズメント・物販業を営む東京都に本社を置く法人から依頼を受け、その関連会社の店舗を核とする商業施設を建築するとともに、130台ほどの車両が駐車できる駐車場も完備した、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は国道11号線に接しており、周辺では複合型商業施設、各種店舗が多数建築されており、集客の相乗効果が期待できる場所で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が1,472.94平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

使用貸借の1番です。

1番は、高松市立山田中学校南東1キロメートルに在り、発電出力750キロワット、パネル1枚の面積1.66平方メートルを2,832枚、5基の営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。転用面積については、パネル下の支柱部分の面積のみで、下部農地でサカキを栽培するものです。

立地基準については、十河土地改良区が主体となり団体営土地改良総合整備事業宝地地区 圃場整備事業として、平成4年3月に土地改良法による換地処分の行われた第1種農地に区分さ

れますが、代替地の検討もされた結果、転用法人の役員が所有する農地を選定し、下部で、役員である土地所有者がサカキを栽培するため計画したもので、第1種農地の不許可の例外、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもの、に該当するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、過去2回転用許可を得ていましたが、作物栽培が順調でなく、当初のミョウガ栽培から作物転換し、サカキを全面に植替え、地権者が営農しようとするもので、作付け状況の詳細確認も兼ねて、1年間の許可とするものです。前回の一時転用期間終了直前に植え替えを始めたことから、再許可申請が遅れたものですが、現地の植栽状況、知見を有する者の意見等から、農地の適切な営農及び転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第3条第1項許可使用貸借1番と関連しております。

なお、前回の許可満了日の翌日から現在まで実質、無断転用状態となっておりましたことから、一時転用期間の始期を前回の許可満了日翌日とするものです。

現地調査の結果、申請地縁辺部の一部に耕耘、植栽出来ていない部分があったため、対応した後、地元農業委員において現地対応の完了確認が出来れば、許可可能である旨、指導しました。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転8件、賃借権1件、使用貸借1件、合計10件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。

1番と2番は、特別議案です。

3番は、自動車販売及び修理業を営む法人が、現在の整備車両置場、従業員用の駐車場が満

杯になったため、事業所の近くに、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、3,711.61平方メートルあります。

4番は、土木・建築業を営む法人が、現在賃借している資材置場用地を所有者の事情により返却せざるを得なくなり、新たに保有資材の保管場所を確保する必要性が生じたため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地も検討もされた結果、事務所向かい側に位置し、併用地を介して東側が市道に接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、1,362平方メートルあります。

議案書12ページを御覧ください。

5番と6番は、特別議案です。

7番は、子の成長に伴い、現在の住居が手狭となったため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

8番は、特別議案です。

9番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地も検討もされた結果、県道太田上町志度線の南に位置し、交通の利便性がよく、周辺は学校や商業施設が近く、住宅需要の高い地域であることから、転用理由と農地区分について適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページを御覧ください。

10番、11番、12番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 15 ページを御覧ください。

1 番は、コンビニエンスストア事業を行う法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、集客が見込まれる地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、578 平方メートルあります。

2 番は、特別議案です。

3 番は、冠婚葬祭業を営む法人が、葬儀用の集会場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地も検討もされた結果、北側が県道高松志度線に面し、交通の利便性がよく、周辺は宅地化が進み、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番は、ドラッグストア事業を展開する法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、県道高松善通寺線に接しており、周辺には商業施設が多くあり、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、1,809.16 平方メートルあります。

18 条 6 項通知 6 番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 16 ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、子供の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番も、現在、借家住まいで、子供が誕生し住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、24.69 平方メートルあります。

3 番も、現在、借家住まいで、子供の成長に伴い住居が手狭となったことから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、親の面倒が見られ、農作業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番と次のページの5 番は、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、祖母の自宅から近く、相互の生活の面倒を見ることができ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知6 番に関連しています。

6 番は、結婚に伴い新居を建てるため、父母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、父母の居宅に隣接し、相互の生活の面倒が見られ、農作業の手伝いもできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、66.17 平方メートルあります。

7 番は、親族所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、母の居住地に隣接し、体調の優れない母の介護がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25 年頃に所有者が車庫を建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者とも調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18 ページを御覧ください。

8 番は、特別議案です。

以上、議案第6 号 農地法第5 条第1 項の規定による許可申請の一般議案、所有権4 件、賃借権3 件、使用貸借7 件、計14 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

まず、所有権についてです。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、農業を廃止する者から、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は栗、レモンなど果樹を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件、全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、労働力不足の所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

4番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

20ページを御覧ください。

5番は、農業を廃止する者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、農地の整形を目的に所有権を移転するもので、取得後は既存の農地と併せて水稻を作付けするものです。

7番は、農業を廃止する者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

8番、9番は新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はそれぞれキュウリ、トマトなどの露地野菜を栽培するものです。

21ページを御覧ください。

10番は、農業を廃止する者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、ブドウ、ミカン等果樹を栽培するものです。

使用貸借返還通知8番に関連しています。

11番は、経営縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、ミカンを栽培するものです。

12 番は、後継者へ一括贈与するもので、取得後は、果樹を栽培するものです。

13 番は、農業を廃止する者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は玉ねぎを栽培するものです。

14 番は、農業を廃止する者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はトウモロコシ、ブロッコリー等の野菜を栽培するものです。

22 ページを御覧ください。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請、賃借権について御説明申しあげます。

1 番は、労働力不足のため営農が難しい所有者から、経営規模の拡大を希望する借受人が5年間賃借するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

23 ページを御覧ください。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請、使用貸借について御説明申しあげます。

1 番は、営農型太陽光発電を行う法人が農地の空中部分を利用するため、使用及び収益を目的とする権利、空中権の設定を行うもので、5条許可申請使用貸借8番に関連しております。期間は、5条と同じく1年間であります。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転14件、賃借権1件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書24ページを御覧ください。

1 番、2 番はそれぞれ、平成12年、平成7年から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領、耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和6年11月28日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題ない旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

4ページの下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が36件、面積が54,605.67平方メートルでございます。

以上、議案第9号について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます

山崎農政管理係長 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

掲載案件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し、貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和6年11月22日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和6年12月27日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料3を御覧ください。

期間としましては、令和6年11月6日から同年11月28日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が7件、11月議決分といたしまして4条が19件、5条が40件、合計で4条が20件、5条が47件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が13件、11月議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、合計で4条が0件、5条が22件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

まず、5条関係で、上段の表、令和6年6月議決分の2番、及び下段の表、8月議決分の2番、8番、11番、26番が各表の右端欄のとおり、開発許可・道路工事承認・法定外公共物占用許可未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

9月議決分の、4番、14番、23番、及び10月議決分の、10番、14番、15番、賃借権の3番、4番が表の右端欄のとおり、開発許可・道路工事承認・法定外公共物占用許可・用途廃止未了により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

11月議決分の所有権、6番、10番、13番、16番、18番が表の右端欄のとおり、開発許可・道路工事承認・法定外公共物占用許可未了により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同月の所有権、26番、30番、賃借権の1番が、表の右端欄のとおり、開発許可・道路工事承認・法定外公共物占用許可未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

同月の、賃借権5番が法定外公共物の用途廃止未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第9回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時20分 閉会